

工事における調査基準価格(判断基準額の設定)の運用見直しについて (お知らせ)

管工事、機械設備工事及び電気設備工事の調査基準価格において、判断基準額を設定します。

●適用日 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用

●改正内容

・改正前

判断基準額の設定について	
管工事、機械設備工事及び電気設備工事	判断基準額の設定なし



・改正後

対象		区分 (変更なし)	判断 基準額 (変更なし)	計算方法 ※各費目に所定の率を乗じたもの(小数点以下 切捨て)を合計する	端数調整
土木系工事	土木一式工事 (総合評価競争入札を除く)	最低制限 価格			算出された調査基準 価格・最低制限価格 が (1) 1,000万円以上 の場合: 10万円未満を 切上げる (10万円単位)
	総合評価競争入札 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事、ほ装工事 塗装工事、造園工事、 土木系管工事 等	調査基準 価格	あり (①)	直接工事費×100% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×70%	
	土木系電気設備工事 土木系機械設備工事	調査基準 価格	あり (①)	直接工事費×100% 機器単体費×92% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×70%	
営繕系工事	Aを除く 営繕系工事	建築一式工事 (総合評価競争入札を除く)	最低制限 価格		(2) 100万円以上 1,000万円未満 の場合: 1万円未満を 切上げる (1万円単位) (3) 100万円未満 の場合: 千円未満を 切上げる (千円単位)
		総合評価競争入札 防水工事 等	調査基準 価格	あり (①)	
		解体工事	調査基準 価格	あり (②)	
		営繕系管工事 営繕系電気設備工事 営繕系機械設備工事	調査基準 価格	あり (①)	
	昇降機設備工 事その他の製 造部門を持つ 専門工事業者 を対象とした工 事(A)	建築一式工事	最低制限 価格		
		営繕系管工事 営繕系電気設備工事 営繕系機械設備工事	調査基準 価格	あり (①)	

※判断基準額の計算方法

① とび・土工・コンクリート工事、防水工事、
管工事、電気設備工事、機械設備工事 等

調査基準価格(端数調整後)×98%

【端数調整】千円未満切捨て

② 解体工事

調査基準価格(端数調整後)×60%

【端数調整】千円未満切捨て

(問合せ先)
山陽小野田市 監理室
TEL: 0836-82-1180